

海外派遣者選考基準

平成18年1月27日
令和7年11月13日最終改正
国立大学図書館協会理事会

(趣 旨)

第1条 「海外派遣者選考委員会規程」(令和7年11月13日最終改正 国立大学図書館協会理事会決定)第2条の規定に基づき、海外派遣者の選考に係る基準を定める。

(会員当たりの派遣者数)

第2条 派遣者は、派遣年度毎に、1会員について1名とする。

2. 前項の規定にかかわらず、応募の内容等から判断して、国立大学図書館協会理事会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(審査の方法)

第3条 選考に当たっては、「海外派遣事業実施要項」(令和7年11月13日最終改正 国立大学図書館協会理事会決定)に照らし、提出された応募書類等に基づいて、厳正に審査するものとする。

(選考に当たっての判断事項)

第4条 選考に当たっては、以下の事項を総合的に判断する。

- (1) 海外の大学・研究機関における研究・調査または国際会議における発表・出席に支障のないレベルの語学力を有することが望ましい
- (2) 海外派遣事業で得た知識と経験をもとに、国立大学図書館協会の活動に寄与できること
- (3) 提出された計画書の内容を遂行できる行動力を有していること

附 則

この基準は、平成18年1月27日から施行する。

附 則(平成22年2月8日改正)

この基準は、平成22年2月8日から施行する。

附 則(平成24年11月13日改正)

この基準は、平成24年11月13日から施行する。

附 則(平成25年10月24日改正)

この基準は、平成25年10月24日から施行する。

附 則(平成26年11月17日改正)

この基準は、平成26年11月17日から施行する。

附 則(平成27年5月18日改正)

この基準は、平成27年5月18日から施行する。

附 則(令和元年11月8日改正)

この基準は、令和元年11月8日から施行する。

附 則(令和3年11月12日改正)

この基準は、令和3年11月12日から施行する。

附 則(令和4年11月17日改正)

この基準は、令和4年11月17日から施行する。

附 則(令和7年11月13日改正)

この基準は、令和7年11月13日から施行する。